

# 個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）規定

## 1.（商品性）

- (1) この預金は、満期日の2営業日前（以下「判定日」といいます。）に、次の各場合に応じ、それぞれ当該各場合に定めるところに従い、支払通貨を決定したうえ、満期日以後の営業日（取引日）に自動的に解約し利息とともに支払う特約の付いた個人のお客さま向け外貨定期預金です。
  - ① 判定日の東京時間午後3時の直物為替相場が、預入れ時に決定される判定レート（以下「判定レート」といいます。）よりも円安となった場合  
預入れ時に決定される預入レート（以下「預入レート」といいます。）と同じ為替交換レートで円貨に交換する特約（以下「円転に関する特約」といいます。）により、満期日における支払通貨は円貨に決定されます。
  - ② 判定日の東京時間午後3時の直物為替相場が、判定レートと同一または判定レートよりも円高となった場合  
円転に関する特約は消滅し、満期日における支払通貨は預入通貨と同じ外国通貨に決定されます。
- (2) 前記（1）において、円転に関する特約の判定は、当行が外国為替市場の慣行に従って判断し、当行所定の方法によりお知らせするものとします。
- (3) この預金の商品性については、この規定のほか、当行所定の契約締結前交付書面をご覧のうえ、説明を受けてください。
- (4) この預金の預入は日本国内に居住する方に限らせていただきます。

## 2.（申込み・預入れ）

- (1) この預金は、当行所定の方法により申込条件や申込期間などをご案内する募集型の預金です。申込みは、その都度、この預金の商品内容、リスクおよび重要事項等を十分に理解し、自己の判断と責任において、当行所定の時期、方法により行ってください。ただし、預入れの可否については、当行の判断に従うものとします。
- (2) お客さまの都合による申込みの取消しは、申込期間中に限り行うことができます。
- (3) 市場環境の急変その他の事由により、この預金の取扱いを中止し、以後申込みを受付けないことがあります。また、既に受付けた申込みであっても、取引不成立とさせていただくことがあります。
- (4) 預入れは、申込日または申込日の翌営業日にあらかじめ指定された預金口座から引き落としした申込金額を、当行所定の方法により保管のうえ、預入日に預入金額に充当する方法により行うものとします。
- (5) 申込金額が円貨の場合、申込金額の預入日における外国通貨への換算は、預入レートを適用し、当行所定の方法により計算するものとします。
- (6) 上記（4）の引き落としが行われた日から預入日の前日までの日数について利息は付かないものとします。

## 3.（預金の支払時期等）

この預金は、満期日以後の営業日（取引日）に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金は、あらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金するものとします。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後の営業日（取引日）に後記6.の方法により支払います。この規定において、営業日とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

#### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数についてステートメント記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって単利の方法で計算し、満期日以後の営業日（取引日）にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について支払通貨と同じ通貨建ての普通預金利率によって計算し、この預金および前記（1）の利息とともに支払います。
- (3) 後記5.（1）①から⑥までのいずれかによりこの預金を満期日前に中途解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について支払通貨と同じ通貨建ての普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。この場合、お客さまは、後記5.（2）および（3）までの定めに従うものとします。
- (4) この預金の付利単位は、原則として預入通貨の1補助通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 5. (満期日前の中途解約)

- (1) この預金は、次の各場合を除き、満期日前の中途解約ができません。
  - ① お客さまにつき相続の開始があったとき。
  - ② お客さまが天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
  - ③ お客さまが疾病により生計の維持ができなくなったとき。
  - ④ お客さまが、この預金をもってするのでなければ、当行に対する借入金等の債務を弁済することができないなどの事由により、やむを得ずこの預金を中途解約しようとする場合において、当行の承諾を受けたとき。
  - ⑤ 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客さまが当行に対する借入金等の債務を履行しなければならない場合において、当行が、その債務とこの預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、相殺するとき。
  - ⑥ 前記①から⑤までのほか、当行がやむを得ないものと認めてこの預金を中途解約するとき。
- (2) 前記（1）①から⑥までのいずれかによりこの預金を満期日前に中途解約する場合、お客さまは、中途解約により当行に生じた損害金（この預金に内蔵されたデリバティブの再構築コスト、手数料その他中途解約がなかったならば発生しなかった当行の負担金額で、当行所定の方法により計算、算出した額をいいます。以下「解約損害金」といいます。）を当行に支払うものとします。この場合、当行は、解約損害金について、事前の通知および所定の手続を省略し、この預金の元利金から当然に控除する方法により支払を受けることができるものとします。
- (3) 前記（2）の場合、円転に関する特約は消滅し、解約日における支払通貨は預入通貨と同じ外国通貨に決定されます。

#### 6. (解約)

この預金を前記3.の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。

#### 7. (保険事故発生時におけるお客さまからの相殺)

- (1) この預金は、満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当

行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手順によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の用紙に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。

② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行所定の利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率等は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 8. (関連諸規定の適用)

この預金は、この規定のほか、個人向け外貨預金共通規定、申込書その他この預金の取扱いに関して当行が定めた関連諸規定の定めを適用します。

以上

実施日：2020年3月16日